

たみんぞく たぶんか
多民族・多文化

かながわ きょうせい じつげん
神奈川県から共生の実現を！

がいこくせきけんみん かいぎ だい き
外国籍県民かながわ会議（第5期）

さいしゅうほうこくしょ
最終報告書

2008（平成20）年10月

ねん がつ にち
2008年10月17日

かながわけん ちじ まつざわしげふみ さま
神奈川県知事 松沢成文 様

がいこくせきけんみん かいぎ
外国籍県民かながわ会議
いいんちよう よう ほうえい
委員長 葉 鳳英

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく
外国籍県民かながわ会議（第5期）最終報告について

だい き がいこくせきけんみん かいぎ くに ちいき めい いいん こうせい
第5期外国籍県民かながわ会議は、11の国・地域の20名の委員により構成され2008
ねん がつ 年11月にスタートしました。12回の会議と7回の予備会議を設け、意見交換から提言の
さくせい ていしゅつ じゅうじつ ぎろん てんかい 作成・提出まで、充実した議論を展開することができました。また、提言の本数を
しぼり げんじつ お せいかつじょう こんなん じれい しりょう もと せいり 絞り、現実

に起きている生活上の困難さについて、事例や資料に基づき整理し、まとめ
ました。外国籍県民の抱える問題を直視し、委員の役割を明確にしていく中で、
ぶかい もう ひつようせい はな あ きょういくぶんか しゃかいせいかつ ぶかい せっち 部会を設ける必要性が話し合われ、教育文化と社会生活の2つの部会を設置しました。
その結果、2008年には教育文化部会から4つ、社会生活部会から3つの提言が提出
されるに至りました。

また、NGOかながわ国際協力会議や川崎市外国人市民代表者会議との意見交換も
おこな ほんかいぎ なか え いけん じょうほう しゅうしゅう こころ 行い、本会議の中
だけでは得られない意見・情報の収集を試みました。外国人
がっこう げんば よこはまやまてちゅうががっこう こう ほうもん じっし ちゅうごく 学校の現場
である横浜山手中華学校など4校への訪問も実施しました。中国・ベトナム出身来日年数
1年～5年の高校生に「高校進学のためのガイダンス」において、インタビューも実現
しました。これらの一連の活動と1年の協議内容を中間報告にまとめ、2008年2月の
オープン会議（NGOかながわ国際協力会議と合同主催）で提言素案として提案
しました。NGOの方々や外国人学校の関係者からいただいた貴重な意見は、その
後の協議に反映され実りある議論を生みだしました。第5期開始当初「外国籍に
係わる問題は第1期～4期までに出尽くしているのではないか」と思われていた
が、実際はその逆であるように理解しています。問題がひとつでもある限り、私
たちは与えられた機会を活かし、問題改善に取り組み続けるべきでしょう。とりわけ
外国籍県民の間の多民族共存・多文化共生は、今後論ずるべき中心的課題の一つ
ではないかと考えています。

私たちが第5期委員は、本会議の趣旨を十分に理解し2年間の役割を果たしたと考
えます。私たちの問題意識が県政に共有され、提言を施策に反映くださいますよう、
ご尽力をお願いいたします。

目次

1 知事への提言	1
(1) 提言の背景・経緯	1
(2) 提言項目一覧	3
(3) 教育文化部会からの提言	5
提言の趣旨	5
教師に対する国際理解教育の研修の充実について	6
国際教室の専門家の育成について	9
外国籍児童・生徒に係る諸問題を支援する	
「リソース・センター（仮称）」設置の推進について	13
無認可の外国人学校に対する認可基準の緩和について	15
(4) 社会生活部会からの提言	17
提言の趣旨	17
インドシナ難民の法的地位の改善について	18
医療通訳体制の充実について	22
外国籍県民を活用した看護師及び介護士の養成について	24
2 提言以外で協議・提案された意見	26
3 さらなる取組を期待する提言（第1期～第4期会議）	30
4 会議活動状況	33
5 参考資料	37
(1) 県内外国人登録者数及び推移	38
(2) 外国籍県民かながわ会議設置要綱	40
(3) 外国籍県民かながわ会議運営要領	42
6 委員名簿	44

1 知事への提言

(1) 提言の背景、経緯

現在、神奈川県内で暮らす外国籍県民の出身国・地域を数えると、その数は166に上ります。神奈川県内の外国人登録者数は2007年12月末現在では、16万7千人を超え、53人に一人が外国籍という状況になっています。こうした状況を見据え、神奈川県は全国に先駆け、外国籍県民の県政参加を推進することを目的とし、1998年11月「第1期外国籍県民かながわ会議」を設置、開催しました。

この10年を省みて、第1期から第4期までに71の提言が、県知事へ提出されてきました。「第5期外国籍県民かながわ会議」では、教育文化部会から、教師に対する国際理解教育の研修の充実、国際教室の専門家の育成、外国籍児童・生徒に係る諸問題を支援する「リソース・センター（仮称）」設置の推進、無認可の外国人学校に対する認可基準の緩和についての4提言が提出されました。特に、長い歴史を持ち、民族互助精神において支えられてきた外国人民族学校は、校舎の老朽化など運営上、財政面における厳しさが明らかになっているため行政の補助が必要であることを強く求めました。また社会生活部会では、インドシナ難民の法的地位の改善、医療通訳体制の充実、外国籍県民を活用した看護師及び介護士の養成についての3提言をまとめました。

併せて7つの提言が提出されましたが、その他、提言としてまとめられないものの、20名の委員がそれぞれの立場から出した重要な意見も数々ありましたので、これらの意見についても施策への反映を望んで「協議・提案された意見」としてまとめました。

しかし、こうした提言を反映する形で、実際に外国籍県民の抱えている問題の理解や解決のための手立てが適切に施されているのか、私たち外国籍県民には見えてこないことが多くあるように思います。

さらに一歩、県政へ関わっていくために、第5期では外国籍県民の問題として、日本で暮らすための「責任とは」何かを考え、「権利と義務」についてなども視野に入れながら、今後の課題として議論を繋いでいくことが大切なのではないかとの認識を持ちました。

この神奈川に住む住民として外国籍県民も力を合わせ共に歩み、共に暮らす環境を創造し作ること、民族・文化の共生は皆の願いです。この願いが実現されることに期待を込め、この報告を提出したものです。



第5期委員委嘱式終了後に松沢知事（前列中央）と記念撮影を行った。

(2) 提言項目一覧

教師に対する国際理解教育の研修の充実について

提言1 外国籍児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、
教師に対する国際理解教育に関する研修の内容を充実させるとともに、
全ての教師が各自の学校で研修を受講できるようにする。

国際教室の専門家の育成について

提言2 外国籍児童・生徒に対する指導を効果的に行うために、国際教
室の専門家を育成する具体的な方策を考える検討委員会を発足し、
早急な専門家育成を実行する。

外国籍児童・生徒に係る諸問題を支援する「リソース・センター(仮称)」設置の
推進について

提言3 外国籍児童・生徒への総合的な支援体制を構築するため、学習
支援、情報提供、相談、研究、研修、ネットワークの機能を有するサ
ポートの拠点「リソース・センター(仮称)」設置を検討・推進すると
ともに、この取組に対する人的・財政的支援を求める。

無認可の外国人学校に対する認可基準の緩和について

提言4 県は、無認可の外国人学校の状況を把握し、支援して、各種学校
の認可を受けられるようにし、児童・生徒がのびのびと学べる安定した環
境を作るようにする。

インドシナ難民の法的地位の改善について

提言5 インドシナ難民を条約難民に準じた取り扱いをするものとした政府決定を、市町村に周知徹底し、インドシナ難民に対して「インドシナ難民証明書」を発給できるように難民関係の法律を整備することを、国に要望する。

医療通訳体制の充実について

提言6 日本語によるコミュニケーションが難しい外国籍県民が、急病や初診でも受診できる環境を整備するため、県内の公立病院から率先して医療通訳スタッフの常駐に努めるとともに、病院スタッフを募集・雇用する際に語学能力に配慮するよう関係機関に働きかける。

外国籍県民を活用した看護師及び介護士の養成について

提言7 医療及び福祉人材の不足が深刻化しているので、外国籍県民の看護師及び介護士の養成と雇用のための環境を整備する。



(3) 教育文化部会からの提言

【提言の趣旨】

教育文化部会では、外国籍児童・生徒を巡る教育環境づくりなどについて、様々な観点から協議してきました。

その結果、より一層の多文化共生を目指して、学校生活の中核である教師に対する国際理解教育の普及浸透、国際教室の質的向上を図るための専門家の育成、外国籍児童・生徒への日本語教育などの支援に当たるリソース・センター構想、無認可の外国人学校への取組などについて問題を提起し、提言をとりまとめました。

教育現場の取組状況や課題などを把握するため、「多文化共生教育ネットワークかながわ」が行う高校進学ガイダンス会場を訪問し、外国籍児童・生徒に対する取組状況に関して聴き取りました。また、横浜山手中華学校など各種学校の認可を受けている学校を始めとして、無認可の教育施設も訪問し、児童・生徒たちの現状と課題について聴き取りました。

こうした実地調査や、提言案を作成した委員自らが市の教育委員会などへ聞き取り調査した内容などを踏まえて、NGOかながわ国際協力会議と合同して開催したオープン会議で寄せられた貴重なご意見なども参考にしながら、提言をまとめました。



きょうし たい こくさいり かいきょういく けんしゅう じゅうじつ
教師に対する国際理解教育の研修の充実について

ていげん がいこくせきじどう せいと じゅうじつ がっこうせいかつ おく
提言1 外国籍児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、

きょうし たい こくさいり かいきょういく かん けんしゅう ないよう じゅうじつ
教師に対する国際理解教育に関する研修の内容を充実させるととも

に、すべての教師が各自の学校で研修を受講できるようにする。

りゆう はいけい
<理由・背景>

きょうし がいこくせきじどう せいと がっこう もっと みぢか ほんざい
教師は外国籍児童・生徒にとって学校における最も身近な存在であり、
げんどう じどう せいと しょうらい さゆう けていてき えいきょうりよく も
その言動は児童・生徒の将来を左右する決定的な影響力を持っている。

がいこくせき きか ま ほごしゃ じどう せいと じゅうじつ がっこうせいかつ
外国籍や帰化して間もない保護者の児童・生徒に充実した学校生活を
ていきょう きょうし じどう せいとひとり こくさいてき ぶんかてき はいけい
提供するには、教師が児童・生徒一人ひとりの国際的、文化的な背景を
りかい ひつよう じどう せいと なか なんみん ほこく かえ
理解する必要がある。児童・生徒の中には難民であるために母国に帰れな
い等の不安定な生活を強いられている者もいる。このような環境を知ら
ずに、じどう せいと てきせつ
児童・生徒に適切なサポートはできない。

そして、がっこうせいかつ じどう せいとどうし たが ぶんか りかい
学校生活において児童・生徒同士がお互いの文化を理解し、
みと あ かんけい きょうし しょうらい がいこくせきじどう せいと じそんしん
認め合う関係を教師が奨励することにより、外国籍児童・生徒の自尊心
はくく アイデンティティーの確立を保護者ととともにサポートできる。

いちれい つぎ
その一例として、次のようなことがあった。

がいこくせきじどう じぶん なまえ ほこ も おと ひび
ある外国籍児童は自分の名前に誇りを持っていたが、その音の響きが
にほんご きたな いみ き なまえ かく
日本語では、すごく汚い意味に聞こえるので名前を隠していたが、それ
が知られて周りの児童達から馬鹿にされて深く傷ついていた。

こうして、じどう がっこうせいかつ くら しず
その児童の学校生活は暗く沈んだものになっていたが、その
じょうきょう し きょうし じんけんけんしゅう まな ちしき い かいけつさく
状況を知った教師が、人権研修などで学んだ知識を活かして、解決策
としてせかい いろいろ なまえ りかい じゅぎょう おこな
世界の色々な名前を理解する授業を行った。

けっか なまえ ばか じどうたち なまえ も がいこくせきじどう
その結果、名前を馬鹿にしていた児童達は、その名前を持つ外国籍児童
そんけい ねん いた じどう ほこ かいふく あか がっこう
に尊敬の念を抱くこととなったため、児童の誇りは回復し、明るい学校
せいかつ おく
生活を送るようになった。

このような例は、生活の全般で起こる可能性があり、その他に、お弁当の内容や服装、あいさつの仕方などを巡り実際に起きている。

現在の教師に対する研修は、このような実際に起きている問題に対応する内容に乏しく、十分ではない。また、研修の受講者数は少ないので、教師達全員が受講できる仕組みが必要である。

資料：県内市町村における教員研修に関するヒアリング結果

(2008年1～2月に、本会議委員が県内各市教育委員会担当者に実施)

< A 市 >

概要

- ・市国際化協会が国際学級をまわり、外国籍住民の意見を聴取して研修で発表する。今年度は外国籍の保護者の気持ちの視点を重視している。
- ・市は、学習保障の問題を重要視している。アイデンティティーや名前の問題もあるが、勉強がわからないという気持ち子どもたちに与える影響が最大の問題であると考えている。

研修

初任者研修の中で「人権」をテーマに実施

- ・3年目の教員全員を対象とした「授業づくり」研修
 - ・二度目の初任者研修として初任者全員を対象に「人権感覚をみがく」研修
- 国際教育担当者向け研修会を実施(対象：全校から1名ずつ)

< B 市 >

概要

- ・市単独では、外国籍児童・生徒をテーマとした研修は行っていない。
- ・教育委員会が各学校で開催する人権研修会の分科会の一つとして、国際理解をテーマとして設けることがあるが、内容はそれほど濃いものではない。参加者は、興味のある先生、または、たまたま担当者になり参加した先生のみ。

し
< C 市 >
がい よう
概 要

- ・ 初任者研修では、国際理解ではなく「英語活動」を行っている。
- ・ 07年度、08年度と文部科学省から委託研究を受けて、外国につながる児童・生徒への対処方法に取り組んでいるが、全ての教員が受講するものはない。

けん しゅう
研 修

- ・ 国際教室担当者の横のつながりを強化するため、意見交換会を実施している。
- ・ 国際教育担当者全員で授業研究を実施している。
- ・ 上記の他、国際教育担当者以外が受講する研修もある。

し
< D 市 >
がい よう
概 要

- ・ 市の教員数が多いので、全員が同じテーマで研修を受講することは不可能。
- ・ 人権研修会は各学校の人権教育担当者のみが出席する。去年は「外国につながる子どもの理解」をテーマに実施した。その際、実際に外国籍の方や地域の実践者の方複数名にご参加いただいた。
- ・ 国際教室の担当者向けの研修会はない。

し
< E 市 >
がい よう
概 要

- ・ 教員研修は、各市町村の教育委員会主催と、県主催があり、県が主催する研修の場合、地区ごと（湘南、横須賀三浦等）に希望者が参加する。
- ・ 教員全員が受講する研修は、「人権・環境・平和」をテーマに実施する。
- ・ 今年の初任者研修として大学准教授によって、外国籍の児童が置かれている現状について講演していただいた。

国際教室の専門家の育成について

提言2 外国籍児童・生徒に対する指導を効果的に行うために、国際教室の専門家を育成する具体的な方策を考える検討委員会を発足し、早急な専門家育成を実行する。

<理由・背景>

県内の公立小中学校では日本語の指導が必要な外国人児童・生徒（2007年9月現在2,601人）に対し、国際教室、日本語巡回指導講師や母国語の分かる人材の派遣などを通じて日本語支援を行っている。

「国際教室」が設けられるためには該当する児童・生徒が5人以上という制約があることや「母国語の分かる人材の派遣」等は制度自体の有無など自治体により状況が異なり、量的、質的に十分ではない。

このような支援が1980年代後半にスタートして以来、その内容的な面の検討や見直しは十分ではなかった。指導に当たっている国際教室担当教師（参照A：相模原市教育委員会の場合、2005年調べ）を始め日本語指導者等からも不安やつまずきの声が聞こえる。

国際教室担当教師には日本語指導、教科指導、日本の生活への適応指導のほか、児童・生徒のカウンセリングや保護者との連携にいたるまでの役割を求められている。

しかし、担当教師に対する専門的な育成教育はおろか研修プログラムやカリキュラムなども余りない。

そこで、彼ら自身が手探りや試行錯誤を繰り返している。（参照B：相模原市教育委員会は、この面に着目し研修などを試みている）

こういう状況では外国籍児童・生徒にとって、国際教室の教師や外部からの日本語指導者等から望ましい効果が得られることが難しい。

その解決策として、日本語を始め生活一般について指導できる専門家の

いくせい ひつよう
育成が必要となる。

もんぶかがくしょう にほんごしどう ほじょ がっきゅうたんニン ほごしゃ れんらく ちょうせい
文部科学省は 日本語指導の補助や学級担任と保護者との連絡との調整
おこな がいこくじんじどう せいときょういく じゅうじつ はか せんもんか いくせい
を行うため、外国人児童・生徒教育の充実を図る「専門家」の育成によ
がっこうたいせい せいび がいこくじん せいかつかんきょうてきあうかそく
る学校体制の整備について「外国人の生活環境適応加速プログラム」を
さくてい しゅうがくそくしん はか ぼご がいこくじん はけん
策定している。また、就学促進を図るため母語のわかる外国人などを派遣
しうだん ほんやく しえん ほうしん き へいせい ねんど
して相談・翻訳などを支援する方針を決めた。(平成19年度～)

とうきょう がいこくご だいがく たげんご たぶんかきょういくけんきゅうセンター せんもんぶ
東京外国語大学の「多言語・多文化教育研究センター」では文部
かがくしょう しゃがいじん まな なお たいおうきょういくすいしん さいたく う
科学省の「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」の採択を受
たげんご たぶんかしゃがい ひつよう とされる あら しょくしゅ
けて、「多言語・多文化社会に必要なとされる新たな職種としてのコーディネ
ようせい じっし へいせい ねん がつ ねん がつ
ーター養成プログラム」を実施している。(平成19年8月～22年3月)

とうきょうと さいたまけん ちばけん かながわけん きょういくいいんかい せんもんぶ かがくしょう
東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県教育委員会から文部科学省へ
がいこくじん こ たい きょういく じゅうじつ かん ようぼうしょ ていしゅつ
「外国人の子どもに対する教育の充実に関する要望書」が提出された
へいせい ねん がつ
(平成19年11月)。

こんご のぞ たいおう
今後、望まれる対応・サポート

いじょう しゃがいぜんたい どうこう ふ かながわ ちいきとくせい みあ
以上のような社会全体の動向を踏まえながら、神奈川の地域特性に見合っ
せんもんか いくせい じっこう たいけいてき ぐたいてき ほうさく けんとう
た専門家育成を実行するために、体系的で具体的な方策などを検討する
いいんかい ほっそく かき じっこう けんとう
委員会を発足して、下記の事項を検討してほしい。

けんない がいこくせきじどう せいと じったい ちょうさ ぶんせき けんないきょういくいいんかい しえん
県内の外国籍児童・生徒の実態の調査・分析(県内教育委員会の支援
せいとおよ ちいき しえんだんたい ちょうさ ぶく
制度及び地域の支援団体の調査も含む)

せんもんか やくわり めいかくか かいはつ こくさいきょうしつ きょうゆ
専門家の役割の明確化およびプログラムの開発(国際教室の教諭など
きそん じんざい かあ
既存の人材との兼ね合いなど)

ゆうしゅう じんざい はくつ いくせい ほうほう
優秀な人材の発掘や育成の方法

さんしょう しどう こま てん さがみはらしない こくさいりかいきょういくたんとくきょうゆたいしょう
 参照 A: 指導にあたり困っている点 (相模原市内の国際理解教育担当教諭対象)

ちょうさげんきょう
 調査現況

たんい こう
 (単位: 校)

ないよう 内容	しょうがっこう 小学校	ちゅうがっこう 中学校
ちょうさこうすう 調査校数	49	23
こま かいとう がっこう 困っていると回答した学校数	36	20

こま ないよう
 特に困っている内容

ないよう 内容	しょうがっこう 小学校	ちゅうがっこう 中学校
ことば ないよう つう ぶあん 言葉や内容が通じているか不安である	12	12
きんきゅうじ れんらく 緊急時の連絡ができない	12	6
つうやくかくほ ていしゅつぶつ おそ 通訳確保・提出物が遅いなど	3	0
せいかつしゅうかん ちが しょうがい ばあい 生活習慣の違いが障害になる場合がある	6	2
きょういくほうしん たんにん 教育方針が担任とずれることがある	1	0
こども う 子供がストレスを受けているなど	2	0

さんしょう さがみはらしきょういくいいんかい がいこくじんじどう せいとなど かか せいど しょうかい
 参照 B: 相模原市教育委員会の外国人児童・生徒等に関わる制度の紹介

- にゅうがく へん てんにゅうじにほんご しどう ひつよう じどう せいと ほんだん がいこくじんじどう
 1 入学・編・転入時日本語の指導が必要な児童・生徒を判断(外国人児童・生徒430人の内188人(2007年5月1日現在)が支援を受けている)
- こくさいきょうしつ がっこう こくさいきょうしつ こう たいおう
 2 国際教室のある学校 国際教室(15校)で対応
 こくさいきょうしつ がっこう にほんごじゅんかいしどうしゃ きょういんめんきょあり にほんごとうしどう
 国際教室のない学校 日本語巡回指導者(教員免許有)と日本語等指導
 きょうりょくしゃ ぼこくごかのう どうじはけん
 協力者(母国語可能)を同時派遣
- にほんごじゅんかいしどうこうし げん めい きほん ねんかん さいだい ねんかん
 3 日本語巡回指導講師(現18名) 基本1年間・最大2年間
 - さいしょ かげつかん ひとりあ しゅう かい じかん
 ・ 最初の6ヶ月間: 1人当たり週1回(2時間)
 - こうはん かげつかん ひとりあ かくしゅう じかん
 ・ 後半の6ヶ月間: 1人当たり隔週(2時間)

- 4 日本語指導等協力者(現35名、10ヶ国語) 基本1年間・最大2年間
- 最初の6ヶ月間：一人当たり週1回(2時間)
 - 後半の6ヶ月間：一人当たり隔週(2時間)
- 5 2007年度研修会などの情報交換の場
- 国際教室担当者会：3回
 - 外部の講師による研修会：2回
 - 授業研究会：3回
 - 児童・生徒・保護者を交えた交流会：1回
 - 日本語巡回指導講師の打ち合わせ会：20回
 - 日本語巡回指導講師・日本語指導等協力者の合同打ち合わせ会：3回
 - センター校(2校)を制定：交流・情報交換の拠点にする



がいこくせきじどうせいと かか しよもんだい しえん かしよ
外国籍児童生徒に係る諸問題を支援する「リソース・センター（仮称）」

せっち すいしん
設置の推進について

ていげん がいこくせきじどう せいと そうごうてき しえんたいせい こうちく がくしゅう
提言3 外国籍児童・生徒への総合的な支援体制を構築するため、学習

しえん じょうほうていきょう そうだん けんきゅう けんしゅう きのう ゆう
支援、情報提供、相談、研究、研修、ネットワークの機能を有する

サポートの拠点「リソース・センター（仮称）」設置を検討・推進すると

ともに、この取組に対する人的・財政的支援を求める。

りゆう はいけい
<理由・背景>

にほんごじどう ひつよう がいこくせきじどう せいと げんきょう
日本語指導が必要な外国籍児童・生徒の現況

ねん がつついたちげんざい こうりつがっこう ざいせき がいこくせきじどう せいとすう まん
2007年9月1日現在、公立学校に在籍している外国籍児童・生徒数は7万

人を超えている(全国)。その中でも、日本語で日常会話が十分にできない

児童・生徒、及び日常会話ができてても学年相当の学習言語が不足している

「日本語指導が必要な外国人児童・生徒」は2万5千人(全国)を超えて、文部

科学省の調査以来最も多い数を示した。

また、県内における日本語指導が必要な児童・生徒は、計2,601人(全国で

3番目)、在籍校も522校(全国で3番目)を数える。

さらに、全国の在籍人数別学校数で見ると、一人在籍校が全体の約半数を

占め、国際教室の設置基準に満たない5人未満在籍校は全体の約8割にも

達し、「分散と集中」の二極化の様相を見せている。

じょうほう しゅうしゅう りゅうつう そうごうてき しえんたいせい ひつようせい
情報の収集と流通 総合的な支援体制の必要性

このような状況の中、これまで本会議の提言を受けた県の施策化の努力

と成果、また、地域の国際交流協会やNPO、ボランティア等による

外国人支援の取組は多岐にわたっており、外国籍児童・生徒に対しても、

国際教室、日本語教室、相談窓口等さまざまな支援が行われている。

しかしながら、その支援状況や支援に必要なもの(多言語の教育資料、

日本語教材、人材など)は地域や学校などで個別に蓄積されており、全体

としての共有化が十分ではない。国際教室のある学校や日本語指導を受けられる環境はあっても、問題は、日本語指導を必要とする多くの外国籍児童・生徒にとって、そうした環境や支援体制へのアクセスが容易に可能となっていないことである。

支援を必要とする子どもたちは今後も増加する傾向にあり、情報の一元化（収集）と適切な提供（流通）を行う総合的な支援体制の充実が求められている。

今後、望まれる対応・サポート

従って、地域や学校などで個別に蓄積されている様々な支援情報を集約し、子どもたちの教育に携わる教育関係者、日本語や学習の支援をするボランティアやNPOスタッフに、支援に必要な適切な情報・資料を提供し、相談に対応するサポートの拠点「リソース・センター（仮称）」の設置の推進を望む。

これは、学習支援、情報提供、相談、研究、研修、ネットワークの機能を有するセンターを目指すこととし、具体的なことは別途、研究会等で検討していくようにする。

また、（財）かながわ国際交流財団の各種の取組（多言語生活情報コーナー、あーすぷらざ外国人教育相談等）や県立新磯高校の外国籍生徒の学習支援のための拠点設置構想などの拠点作りへの先進的な取組に対して、より積極的な人的・財政的支援の拡充を求める。

無認可の外国人学校に対する認可基準の緩和について

提言4 県は、無認可の外国人学校の状況を把握し、支援して、各種学校の認可を与えるようにし、児童・生徒が安心して学べる環境を作るようにする。

<理由・背景>

県内には11校の認可された外国人学校の他に無認可校が数校ある。

認可をも得られず何らの補助も受けていない無認可校にも、日本人生徒が多く在籍している。そのうち1校の無認可校に対して聞き取り調査を行った(資料参照)。

現在、無認可校に対しては一切の公的補助が無いため学校運営は100%児童・生徒の学費で賄っている。児童・生徒たちの家庭は必ずしも裕福なわけではない。実際に、様々な理由によって無認可校に転校した子たちが学費を払えずに学業をやめた例まである。

納税の義務をしっかりと果たしているのに、無認可校に通っていても日本の公立学校に通う子どもたちと同じ待遇を受けられるように平等に扱ってほしいという意見もある。通学定期の学割も無く、教科書の購入に免税はない。

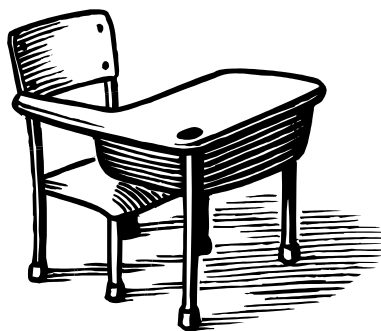
県に認可の相談に行っても相手にされずに、相談件数にさえも数えられなかった例もあると聞いている。

県は、子どもたちが実際に学ぶ無認可校に理解を示し、自ら学校を訪問して現状を把握し、認可を受けられるような支援・協力をすべきと考える。

認可するには一定の基準があると思うが、基準をクリアできるようバックアップするか、又は基準を下げるか、他県にあるような特例を認めるか、何らかの措置を図り、学校と児童・生徒達を「救済」すべきである。

しりょう
(資料)

- 無認可校として、YICA (横浜インターナショナルクリスチャンアカデミー) があり聞き取り調査を行った。
- 創立して24年になり、卒業生は70~80人、在校生80余人のうち日本人が50人、国籍は15か国。県への認可申請を二度試みたが実現できなかった。その際に条件として指摘されたのが、自己所有の土地建物がないことと経営の継続性が乏しいということであった。
- 運営費は授業料主体であり、補助金が全くないので不安定である。日本人の児童・生徒の比率が多い理由は、最寄り駅から至便であることと授業は全て英語なので、小学校2~3年で英会話が自由にできるようになること。現在の日本の学校に不満足であり広く世界にふれたいという希望が満たされること。公立学校で「いじめ」にあったことなどである。
- 授業のプログラムは独特なものであり、時間や科目によって制約されない。英国で開発された国際的な学習プログラムを使って、一つの目標に向けて数学、物理、英語などの総合的な知識を活用して取り組んでいる。
- 無認可なので授業料収入から消費税を支払わなければならない。JRなどの通学定期も認められていない。したがって、生徒の負担が多く、経営は不安定である。
- 最近、他県ではブラジル人学校について認可基準が緩和されていると聞いている。



(2) 社会生活部会からの提言

【提言の趣旨】

社会生活部会では「国の法律や制度に関すること」「すまいの身元保証人制度に関すること」「通訳・相談体制の充実及び情報提供のあり方に関すること」「外国人の福祉に関すること」「外国籍住民と日本人の交流に関すること」といった広範に及ぶ5つのテーマから、最終的には3つ程度にテーマを絞って提言としていくこととして協議をスタートさせました。

提言を3つに絞る過程では、テーマを提言とした際に考えられる方向性を探るため、一つひとつのテーマについて多角的に検討することを重視し、協議内容も多岐にわたりました。

例えば、外国人の福祉に関しては、現在、福祉の現場で働いているオールドカマーは、どのような経緯や職業訓練を受けて働くに至ったのかという疑問が発端となり、ハローワークを通じて実施される職業訓練や、企業独自の訓練・研修プログラムについて調べ、外国人の就労や労働環境において不足していたり改善すべきことについて協議しました。

また、EPA（経済連携協定）という国同士の制度を、提言を受ける人に身近なこととして受け取られるような内容にするために、表現を工夫する必要はあるか、といった提言の表現にも工夫しました。

そのようにして協議を深めていった結果、「年月の経過とともに風化しているインドシナ難民の身分取扱の周知・徹底」「日本語によるコミュニケーションが難しい外国人の急患・初診患者のための受診体制の整備」「高齢化社会に対応するため外国籍県民をリソースと捉え医療・福祉人材に活用すること」に関する3つの提言が出来上がりました。

なお、提言を作成するにあたっては、予備会議の開催や部会員同士の情報交換を通して、部会員同士で提言の内容を共有しながら、提言の精度を高めていくよう努めました。

インドシナ難民の法的地位の改善について

提言5 インドシナ難民を条約難民に準じた取り扱いをするものとした
政府決定を、市町村に周知徹底し、インドシナ難民に対して「インドシナ
難民証明書」を発給できるように難民関係の法律を整備することを、国に
要望する。

<理由・背景>

インドシナ難民が日本に定住を認められてから30年近く経過した。彼
らは、戦争体験、弾圧や虐待による心的外傷を負い、さらに言葉や文化的
な違いがある異国で暮らすというハンディキャップを背負いながらも、自立
した生活を営むようになってきている。

しかし、インドシナ難民という身分で定住を許可されたものの、難民と
いう身分（法的地位）を証明する公的証明書を持たないために、婚姻や
海外渡航などの行政手続上、現実的に不利益な扱いを受ける場合が多い。

具体的には、インドシナ難民が所持する在留資格証明書及び
外国人登録証明書の在留資格欄には「定住者」又は「永住者」と、
国籍欄には例えば「ベトナム」と記載されるため、インドシナ難民であるこ
とが証明できず、理解してもらえない。その結果、ベトナム国籍の
一般入国者と同じように扱われてしまい、インドシナ難民であるために手
に入れることができないベトナム政府発行の証明書や書類の提出を求めら
れるといったように、実際には対応ができないことを求められている。

こうしたことは、日本社会の一員として活躍し、貢献しようとしているイ
ンドシナ難民の生活を脅かす現実的な問題となっており、とりわけ、結婚、
海外旅行、帰化などの手続きを行う際の障害は大きい。

【インドシナ難民と条約難民の法的地位等の違い】

	インドシナ難民	条約難民
婚姻関係係	<p>適用される法律について 本国（出身国）の法律（一般外国人と同じ）</p> <p>問題点</p> <p>1. 行政窓口で手続きの際に、「婚姻要件具備証明書」を求められても、インドシナ難民が、「婚姻要件具備証明書」を母国や在日大使館から受け取ることは困難である。</p> <p>2. 窓口では、入手できない旨を説明して手続きすることになるが、窓口職員の理解不足により、必ず以上の時間・労力がかかる場合がある。</p>	<p>適用される法律について 居住国（日本）の法律（一般外国人と異なる）</p>
海外渡航関係係	<p>旅券について 旅券の代わりとなるものは交付されない。再入国許可書が交付される。</p> <p>問題点</p> <p>再入国許可書は、難民旅行証明書と異なり外国人旅券としての性格はないので、外交的保護を要請する機能はその性格上当然有しないほか、同許可書を旅行文書として扱わない国があるとしてもやむを得ず、その扱いは専ら各国政府に委ねられた問題である。（ ）</p>	<p>旅券について 旅券の代わりとなる難民旅行証明書が交付される。</p>
帰化関係係	<p>手続きについて 行政窓口で手続きの際に、「国籍証明書」「国籍離脱証明書」を求められる。用意出来ない場合、「国籍放棄宣誓書」を付して手続きすることになる（条約難民と同じ）。ただし、インドシナ難民は、インドシナ難民の法的地位を証明する公的証明書がないこと、更には、窓口職員の理解不足により、手続きに必要な以上の時間・労力がかかる場合がある。</p>	<p>手続きについて 行政窓口で手続きの際に、「国籍証明書」「国籍離脱証明書」「国籍放棄宣誓書」を求められる。用意出来ない場合、「国籍放棄宣誓書」を付して手続きすることになる。</p>

今後、望まれる対応・サポート

- ・ インドシナ難民の受け入れ当初、政府が決定した「条約難民に準ずる扱い」参考を市町村に周知徹底する。
- ・ 政府決定に止まっているインドシナ難民の身分（法的地位）を条約難民と同等にするための法的措置を政府に求める。

しゅってん へいせい ねんぱん ちゅうかい はんれい しゅつにゆうこくかんりがいこくじんとろくじつむろっぽう しゅつにゆう
出典：平成20年版 注解・判例 出入国管理外国人登録実務六法（出入
こくかんりほうれいけんきゅうかい へん にほんかじょしゅっぱんかぶしきがいしゃ
国管理法令研究会／編、日本加除出版株式会社）



さんこう
参考

なんみんじょうやくなど かにゆう なんみん とりあつかい しゅってん なんみん わ
難民条約等への加入とインドシナ難民の取扱い(出典:「インドシナ難民と我
くに たいおう ないかくかんぼう なんみんたいさくれんらくちょうせいがいぎ じむきょく
が国の対応」内閣官房インドシナ難民対策連絡調整会議事務局)

なんみんじょうやく なんみん ていぎ そうとう げんかく ようけん さだ
難民条約は、難民の定義について相当に厳格な要件を定めているが、インドシナ
なんみん ようけん じゅうそく もの いな こべつ しんさ おこな
難民がこれらの要件を充足する者であるか否かは、個別に審査を行わなければ
はんだん こんなん しょうわ ねん がつこのか こくれんそうかいけつぎ
判断することは困難である。しかし、昭和50年12月9日の国連総会決議によって、
インドシナさんごくから だっしゅつ ひと ほうかつてき なんみん ほご けんげん あた
インドシナ三国から脱出してくる人を包括的に難民として保護する権限を与えら
れたUNHCR(国連難民高等弁務官事務所)は、これらのひとびと なんみん
して自らの保護の下におくとともに、我が国にもインドシナ難民として受入れ保護
みずか ほご もと わくに なんみん うけい ほご
するよう要請してきたため、我が国はこの要請に協力する立場で、個々の難民に
ようせい わくに ようせい きょうりょく たちば ここ なんみん
ついて難民性の有無を個別に審査することなく、インドシナ難民をそのまま難民とし
なんみんせい うむ こべつ しんさ なんみん なんみん
て受け入れることとしたものである。

したがって、なんみんじょうやくなど かにゆう なんみんにんていせいど そうせつ すで う い
たインドシナ難民についても条約等という難民性の有無の審査を行うものとする、
なんみん じょうやくなど なんみんせい うむ しんさ おこな
インドシナ難民に無用の不安と混乱を生じかねないため、インドシナ難民の難民性
なんみん むよう ふあん こんらん しょう なんみん なんみんせい
を再び問うことなく、入国後の処遇に関して難民条約上の難民とインドシナ難民
ふたたと にゅうこくご しょう かん なんみんじょうやくじょう なんみん なんみん
との間に不合理な差が生じないように、政府は昭和56年4月22日、インドシナ
あいだ ふごうり さ しょう せいふ しょうわ ねん がつ にち
難民対策連絡調整会議を開き次のとおり決定した。

- (1) インドシナ難民に係る現行の政策を原則として継続する。
- (2) 我が国に定住を希望するインドシナ難民に対しては、従来^{じゅうらい}の閣議^{かくぎりょうかい}了解^{かいてい}に基^{もと}づく方針^{ほうしん}により、引続き^{ひきつづ}定住^{ていじゅう}の促進^{そくしん}に努める^{つと}。
- (3) 我が国に一時庇護^{いちじひご}を求めるインドシナ難民^{なんみん}に対しては、従来^{じゅうらい}の閣議^{かくぎりょうかい}了解^{かいてい}に基^{もと}づく方針^{ほうしん}により、国際連合難民高等弁務官^{こくさいれんごうなんみんこうとうべんむかん}が現行^{げんこう}の援護^{えんご}体制^{たいせい}を維持^{いじ}する限り^{かぎ}、その上陸^{じょうりく}と一時滞在^{いちじたいざい}を認める^{みと}。
- (4) 我が国への定住^{ていじゅう}を既に許可^{すで きよか}され、又は今後^{また こんごきよか}許可^{きよか}されるインドシナ難民^{なんみん}については、難民条約^{なんみんじょうやく}という難民^{なんみん}として認定^{にんてい}されない者^{もの}に対して^{たい}も、可能^{かのう}な限り^{かぎ}、
なんみんじょうやく なんみん じゅん しょう ぱいりょ
難民条約^{なんみんじょうやく}という難民^{なんみん}に準^{じゅん}じて処遇^{しょぐう}するよう配慮^{はいりょ}する。

医療通訳体制の充実について

提言6 日本語によるコミュニケーションが難しい外国籍県民が、急病や初診でも受診できる環境を整備するため、県内の公立病院から率先して医療通訳スタッフの常駐に努めるとともに、病院スタッフを募集・雇用する際に語学能力に配慮するよう関係機関に働きかける。

<理由・背景>

日本語によるコミュニケーションが難しい外国籍県民のために、母語による支援が必要

ニューカマーや母国から移住してきた難民の親族、高齢の難民一世が医療機関にかかる際に、文化の違いや言葉が大きな壁になって、容易に受診できない場合がある。

特に、高齢の難民一世の場合は、日本語がよく話せる難民二世・三世が、仕事を休んで病院に付き添うのが容易ではない上に、たとえ、付き添えたとしても、二世・三世は母国語で医療用語を正確に説明できないため、医師と一世とのコミュニケーションを仲介できないということが珍しくない。

このことは、ニューカマーや他の外国籍県民にも多かれ少なかれ生じている問題である。

さらに、国際結婚の増加に伴い、言葉の壁に加えて、育児や異国での生活が精神的負担になり、精神科にかかる外国籍配偶者もいる。

医療通訳派遣システム等の現状

県とNPO法人が協働で実施している医療通訳派遣システムは、日本語によるコミュニケーションが難しい患者にとって必要不可欠なサービスである。

しかし、協定医療機関の派遣依頼から通訳スタッフの派遣まで一定の時間（日数）を要するため、急患や初診の患者に対応することができない弱点がある。

また、多言語対応可能なスタッフを配置している医療機関もあるが、その数は充分とは言えない。

今後、望まれる対応・サポート

病院に、通訳や母語で相談ののってくれるスタッフがいれば、日本語によるコミュニケーションが難しい外国籍県民でも、安心して受診や相談をすることができる。

そのため、県内の公立病院（2 - 3ヶ所）に医療通訳スタッフを、決まった日に決まった言語で配置できれば、急患や初診の患者でも受診できるようになるばかりでなく、多くの患者の通訳ニーズにより効率的に対応できると考えられる。

については、県内の公立病院から率先して医療通訳スタッフの常駐に努めるよう関係機関に働きかける必要がある。

また、医療機関には、スタッフを病院側で募集・雇用する際に、語学能力の有無にも配慮するよう働きかける必要がある。そのようにして採用されたスタッフは、突発的事態にも対応できる柔軟性があるため、急患や初診の患者に対応できる体制が整えられることが期待される。

県では、取り組みに前向きな医療機関に対して、適当な人材の紹介を行ったり、取り組みが軌道に乗るまでの間に限った経済的支援も視野に入れ、サポート体制を検討できないか。

なお、県内の公立医療機関は、このことに率先して取り組み、民間医療機関のモデルとなることを期待したい。

がいくせきけんみん かつよう かんごしおよ かいごし ようせい
外国籍県民を活用した看護師及び介護士の養成について

ていげん いりょうおよ ふくしじんざい ふそく しんこくか がいくせきけんみん
提言 7 医療及び福祉人材の不足が深刻化しているので、外国籍県民の
かんごしおよ かいごし ようせい こよう かんきょう せいび
看護師及び介護士の養成と雇用のための環境を整備する。

りゆう はいけい
<理由・背景>

にほん すで こうれいかしゃかい とうらい もんだい とうけいじょう こうれいか
日本では既に高齢化社会の到来が問題となっているが、統計上、高齢化
が加速（高齢化率（1）2000年17.3% 2005年20.1% 2010年23.1%）し
ていることは明確であるにも関わらず、看護師及び介護士の人数が、必要
な人数に対して実働者数が足りない（有効求人倍率（2）（看護師）
2.72（2007年12月）（介護士）2.96（2008年3月））ことが指摘されてい
る等、高齢化社会への対策が充分にとられているとは言えない。

げんざい かいがい がいくじんかんごしおよ かいごし うけいれ かいし
現在、海外から外国人看護師及び介護士の受入が開始されたが、その
人数は1,000人程度と少数に止まっており、看護師及び介護士の人員不足
という問題の根本的な解決にはほど遠い。そこで、外国籍県民のマンパワ
ーを活かして、外国籍県民を看護師及び介護士として養成し雇用すること
で、医療及び福祉人材の不足に応えることが望ましいと考えられる。特に、
かながわけん ばあい ぜんこく ばんめ がいくじんとうろくしゃ おお がいくじんていじゅうしゃ
神奈川県の場合、全国で4番目に外国人登録者が多く、外国人定住者も
多いので、有効な策であると考えられる。

がいくせきけんみん かいごしやうせい れい ようせい が む ぐたいてきな
外国籍県民の介護士養成を例として、養成のシステム化に向けた具体的な
とりくみ、つぎの事を提案する。

ようせいがっこう せんもんがっこう たんきだいがく およ けんしゅうきかい かくほ うけい
養成学校（専門学校、短期大学）及び研修機会（3）を確保し、受入
れ体制を整備（奨学制度への推薦等を含む。）する。
にゅうがく しかくなどしけん さい しけんじかん なが もう しけんもんだい
入学・資格等試験の際には、試験時間を長く設け、試験問題にルビを
ふる。

養成期間中は、繰り返し学習できる機会や社会ルールやマナーを学べる機会を確保する。

養成後は、就職先の確保や受入施設への補助、就職後のサポート（悩み相談に応じられる体制作り）に努める。

このように、外国籍県民の介護士養成がシステム化されれば、看護師養成のシステム化の手本となるばかりでなく、看護師及び介護士の人員不足を補い時代のニーズに応えるものとなる。また、今後海外からの外国人看護師及び介護士の受入が本格化していく中で、海外からの外国人看護師等受入のシステムと相互にリンクさせれば、研修会等学習機会の相乗等の効果も期待できる。

最後に、外国籍県民の看護師・介護士養成には、日本人と外国籍県民の相互理解を深めることが必要不可欠だと考える。神奈川県には、外国籍県民の看護師・介護士養成のシステム化という先進的取組を通して、全国の草根的存在になるように望むものである。

- (1) 65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。数値の出典は、平成20年度版高齢社会白書（内閣府）
- (2) 有効求人数 / 有効求職者数。数値の出典は、（看護師）厚生労働省ホームページ（<http://www-bm.mhlw.go.jp/index.html>）（統計調査結果 - 分野別一覧 - 雇用 - 一般職業紹介状況（職業安定業務統計） - 結果の概要 - 職業別一般職業紹介状況（実数）（常用（含パート） - 保健師・助産師・看護師）（介護士）福祉人材センターバンクホームページ（<http://www.nw.fukushi-work.jp/index.html>）（求人求職動向 - 有効求人倍率（分野別・職種別） - 雇用形態分野「高齢者全体」）
- (3) 既存のコミュニティカレッジを活用した「介護士養成コース」クラス、県立保健福祉大学実践教育センターにおける研修等

2 提言以外で協議・提案された意見

(1) 教育・文化関連

ア 学校側の高校進学へのサポート・情報提供の問題

外国籍児童生徒の日本語指導員として活動しているが、外国籍児童生徒が高校に進学するためのサポートがもっと必要だと思う。

進学の際の三者面談の充実など、家庭や親へのサポートも必要と

される。

外国籍児童生徒の教育問題について、特に進学するうえで必要となる

基礎的な情報が足りないと感じている。例えば、進学できる高

校の所在地や入学費用などの情報である。

外国籍の親へは特に個別に情報提供する必要があると思う。

イ 外国人学校に対するさらなる取組み

外国人学校への教育環境の改善に県が積極的に取り組むこと。

県内には11校の認可された外国人学校がある。ほとんどの学校が日本

の学校の義務教育と高等学校と同様の教育課程であるが、学校教育

法のいわゆる1条校でないということで日本政府からの補助は一切無く

日本の公立、私立学校との格差が広がっている。

外国人学校を訪問し現状について聞き取りを行った。その結果、

外国籍県民かながわ会議で第1期より4期までに提出した提言について、

国に対し県がさらに強く要請することを望む。

外国人学校卒業生に大学受験資格を付与すること。

県も要望した結果、平成15年9月に大学入試資格の弾力化が図られた。

しかし、個別の入学資格審査を経なければならない学校に区別される

事態が生じ、現に2007年度の大学受験を受けられなかった県内の外国人

生徒がいた。

がいこくじんがっこう じよせい じゅうじつ
外国人学校への助成を充実する。

のうぜいぎむ は がいこくじんたち けんり おお さべつ う
納税義務を果たしている外国人達が権利では大きな差別を受けている。

がいこくじんがっこうせいと ひとり あ う ほじょきん にほん しりつがっこう
外国人学校生徒が一人当たりを受けている補助金は、日本の私立学校の1/3
から1/5程度である。

がいこくじんがっこう こうない しせつ あんぜん きょういくてきかんきょう げんかい
よって外国人学校では校内での施設の安全と教育的環境では限界に
達し、生命の危険にさらされている。学校の運営も最悪の状態といえる。

きふ たい ぜいせいじょう もんだい しんてん な
寄付に対する税制上の問題に進展が無い。

くに ほじょ な げんじょう がいこくじんがっこう うんえい いちぶ きふ
国の補助がまったく無いという現状で外国人学校は運営の一部を寄付

によってまかなうしかない。

きょういくじぎょう たい きふ がいこくじんがっこう きふきん
教育事業に対する寄付であっても、外国人学校ということで寄付金が
そんきんあつか がっこうがわ きふ だ がわ せいげん う
損金扱いされず、学校側も寄付を出す側も制限を受けている。

がいこくじん しゅうがくたいしゅうしゃかてい しゅうがくあんない そうふ
外国人の就学対象者家庭に就学案内を送付すべきである。

がいこくじんほごしゃ してい きぼう がっこう にゅうがく けんない がいこくじん
外国人保護者が子弟を希望する学校に入学できるよう、県内の外国人
がっこう あんない かくかてい そうふ ていげん きょういくいいんかい
学校の案内を各家庭に送付するよう提言してきたが、教育委員会では
せきにんじょう
責任上できないということだ。

そうであれば、たとえば国際課が県内の外国人学校一覧表のパンフレ
ット等を作成し、外国人家庭に送付し入学を手助けできないのか。

ちいき にどどのようながいこくじんがっこう じゅうしょ もよ えき きょうてい れんらくさき
どの地域にどのような外国人学校（住所、最寄り駅、教程、連絡先
など）があるかという情報を提供することは、外国人子弟の就学に大き
な手助けに成ることは間違いない。

(2) しゃかい せいかつかんれん 社会・生活関連

ア くに ほりつ せいど 国の法律・制度について

さいにゅうこくきよか せいど と あ えいじゅうしゃ いがい きよか
再入国許可制度について取り上げたい。永住者以外について許可
が必要となるのは仕方ないと思うが、永住者については許可がなく
ても再入国できるようにしてほしい。

にほん しゅうにゅうこくかんりせいど せいど しょくいん たいおう がいこくじん
日本の出入国管理制度は、制度そのものも、職員の対応も外国人

に対して厳しい状況であるため、こうした問題も取り上げたい。

地方参政権の問題を取り上げたい。日本人と同様に税金を払っているのに何故、権利が違うのか理解できない。日本社会の中で自己表現するための参政権や投票権に関心がある。

イ 身元保証人制度について

過去の提言で居住支援システムの整備が取り上げられ、現在はNPO法人かながわ外国人すまいサポートセンターが中心となって支援活動を行っているが、居住の問題に限らず範囲を広げ、保証する側が被害を受けない範囲での身元保証人制度、例えば在留資格を得るための保証人制度などがあれば助かる。

ウ 福祉について

EPA締結による外国籍福祉人材の受け入れ体制の整備
日本は急速に高齢化が進み、ますます福祉サービスが求められてくる中で、日本とフィリピンなど東南アジア諸国との間で締結されたEPA（経済連携協定）に伴い、近い将来外国から看護師や介護士を受け入れることになる。こうした人材の日本における生活支援など受け皿作りは、国から地方自治体に任される部分が多くなると考えられるので、今から少しずつ整備してほしい。来日する介護士や看護師は日本の国家資格を取得する必要があるので教育支援も充実してほしい。

定住外国人に対する福祉の充実

日本は高齢化社会を迎えており、定住する外国人にとっても福祉の充実が必要だ。外国人の場合は年金に加入していない場合が多くより深刻である。特にインドシナ難民の場合は、母国に帰国することが困難

であり、高齡こうれいになってから入居にゅうきょできる施設しせつも少ないすくのが現状げんじょうだ。

エ 国際交流こくさいこうりゅうについて

他の国籍た こくせきの外国人がいこくじんと接せつするチャンスがとてすくも少ないけんない。県内けんないにはさまざまな国籍こくせきや異なる価値観・文化かちかん ぶんかを持つ方々も かたがたが暮らしているため、さまざまなレベルさまざまの外国籍県民がいこくせきけんみんに応じた国際交流活動こくさいこうりゅうかつどうが必要ひつようだ。

地域社会ちいきしゃかいにおける国際交流こくさいこうりゅうが推進すいしんされるように考えていきたい。かんが

留学生りゅうがくせいだが、他の大学た だいがくを含めて日本人学生にほんじんがくせいと触れ合い、友情ふ あ ゆうじょうを育む機会はぐく きかいが乏しいとぼと感じている。そうした触れ合いかんを通じて日本語ふ あ つう にほんごを学べるようになる。また、住まい探しす まい さがしやアルバイト探しさ が りゅうがくなど留学生りゅうがくが抱える課題せい かかについても考えていきたい。かんが

日本の住民にほん じゅうみんと外国籍住民がいこくせきじゅうみんとが交流こうりゅうする機会きかいがまだまだ少ないすくし、日本人にほんじんの外国籍住民がいこくせきじゅうみんに関する意識かん いしきも希薄きはくなため、県の協力けん きょうりょくを得えながら日本人にほんじんの住民じゅうみんに対する啓発けいはつに関する具体的な提言くたいてき ていげんを考えていきたい。かんが

(3) 過去の提言かこ ていげんの検証けんしょうについて(両部会共通りょうぶかいきょうつう)

ア 第5期会議だいごきかいぎでは、過去の提言かこ ていげんを繰り返すく かえのではなく、どうしたらこれまでの提言ていげんの施策化しさくかがより進むかという視点してんから議論ぎろんしたい。また、新しい視点あたら してんから過去8年間の提言かこ ねんかん ていげんを点検てんけんしたい。

イ 過去の提言かこ ていげんは、いずれも外国籍住民がいこくせきじゅうみんが生活せいかつしていくうえで必要不可欠ひつようふかけつなものばかりであり、多くの論点おお ろんてんを含んだ提言ふく ていげんがなされている。第5期だいご会議かいぎでは、過去かこに提言ていげんされたものを今一度精査いまいちどせいさし、その具体化・システムぐたいが作りの実現づくに向けた方途じつげんを探る場む ほうと さく ばとして議論ぎろんし、提言ていげんしていきたい。

3 さらなる^{とりくみ}取組^{きたい}を期待^{ていげん}する提言^{だい きかいぎ}（第1期～第4期会議）

(1) 教育文化^{きょういくぶんかかんれん}関連^{ていげん}の提言

外国人^{がいこくじんがっこう}学校^{だい きかいぎ}について（第1期会議）

提言2 外国人^{がいこくじんがっこう}学校^{じよせい}への助成^{じゅうじつ}を充^{じゅうじつ}実^{じゅうじつ}させる。

「多文化^{たぶんかきょうせいきょういく}共生^{すいしん}教育^{だい きかいぎ}」の推進^{だい きかいぎ}について（第2期会議）

提言1 国際^{ていげん}理解^{こくさいりかい}教室^{きょうしつ}や総合^{そうごうてき}的な学^{がく}習^{しゅう}の時間^{じかん}においては、様々^{さまざま}な国^{くに}・民族^{みんぞく}、特^{とく}に、学校^{がっこう}に在籍^{ざいせき}する外国^{がいこく}籍^{せき}児^じ童^{どう}・生徒^{せいと}の国^{くに}・民族^{みんぞく}の生活^{せいかつ}、文化^{ぶんか}を理^り解^{かい}し、それを学校^{がっこう}全^{ぜん}体^{たい}で受^うけ入^いれらる^るよう^いにするなど、「多文化^{たぶんかきょうせいきょういく}共生^{すいしん}教育^{だい きかいぎ}」を推^{すい}進^{しん}する。

提言2 国際^{ていげん}教室^{こくさいきょうしつ}を外国^{がいこく}籍^{せき}児^じ童^{どう}・生徒^{せいと}の生活^{せいかつ}、文化^{ぶんか}などを他^たの児^じ童^{どう}・生徒^{せいと}が理^り解^{かい}する場^ばとして活^{かつ}用^{よう}するなど、国際^{こくさい}教室^{きょうしつ}と国際^{こくさい}理解^{りかい}教室^{きょうしつ}の連^{れん}携^{けい}を図^{はか}り、「多文化^{たぶんかきょうせい}共生^{きょうせい}教育^{きょうせい}」を推^{すい}進^{しん}する。

提言3 国際^{ていげん}理解^{こくさいりかい}教室^{きょうしつ}や総合^{そうごうてき}的な学^{がく}習^{しゅう}の時間^{じかん}に、地^ち域^{いき}に住^すむ外国^{がいこく}籍^{せき}県^{けん}民^{みん}を積^{せき}極^{ごく}的^{てき}に参^{さん}加^かさせるなど、地^ち域^{いき}に根^ねざした「多文化^{たぶんかきょうせいきょういく}共生^{すいしん}教育^{だい きかいぎ}」を推^{すい}進^{しん}する。

外国人^{がいこくじんがっこう}学校^{だい きかいぎ}について（第3期会議）

提言8 外国人^{がいこくじんがっこう}学校^{きふ}への寄附^{せいせいじょう}について税制^{ゆうぐう}上^{はか}の優^{せつ}遇^{ちほうじん}を図^{はか}るため、その設^{せつ}置^{ちほうじん}法^{ちほうじん}人^{ちほうじん}を特^{とく}定^{てい}公^{こう}益^{えき}増^{ぞう}進^{しん}法^{ほうじん}人^{ほうじん}として等^{ひと}しく認^{みと}めるよう国^{くに}に要^{よう}請^{せい}する。

就^{しゅうがくあんない}学^{じゅうじつ}案内^{だい きかいぎ}の充^{だい きかいぎ}実^{だい きかいぎ}について（第4期会議）

提言1 外国^{がいこく}籍^{せき}の児^こどもが希^き望^{ぼう}する学^{がっこう}校^{しゅうがく}に就^{がっこう}学^{しゅうがく}できるよう、外国^{がいこく}籍^{せき}の児^こどもの保^ほ護^ご者^{しゃ}向^むけの就^{しゅうがくあんない}学^{あんない}案内^{さくせい}を作^{ちいき}成^{にほん}し、地^{がっこう}域^{がっこう}の日^{がいこくじんがっこう}本^{れんらくさき}の学^{がっこう}校^{れんらくさき}だけ^{れんらくさき}でなく外国^{がいこく}人^{じん}学^{がっこう}校^{れんらくさき}の連^{れんらくさき}絡^{れんらくさき}先^{れんらくさき}（名^{めい}称^{しょう}、所^{しょ}在^{ざい}地^ち、電^{でん}話^わ番^{ばん}号^{ごう}等^{など}）も掲^{けい}載^{さい}するよう市^し町^{ちやう}村^{そん}教^{きやう}育^い委^い員^{いん}会^{かい}に要^{よう}請^{せい}する。

(2) 社会生活関連の提言

出入国管理制度について(第1期会議)

提言13 永住資格の付与について、次の2項を早急に措置するよう国へ要望する。

(1) 日本国籍を有する者と一定期間婚姻関係にある外国籍県民については、無条件に永住資格を付与すること

(2) 日本において一定期間特定の分野で就労した場合には、円滑に永住資格を付与すること

提言14 再入国許可の撤廃について国へ要請する。

外国人登録証の常時携帯義務について(第2期会議)

提言10 外国人登録証の常時携帯義務の廃止を引き続き国に要請する。

県政への参加について(第3期会議)

提言4 永住外国人に地方参政権を付与するよう国に要請する。

提言5 住民投票制度を創設する場合には、永住外国籍県民にも住民投票権を付与する。

外国籍県民のための総合相談窓口の設置について(第3期会議)

提言1 外国籍県民などによる外国籍県民のための総合相談窓口を設置する。

提言2 県や市町村、関係諸機関は総合相談窓口の情報提供を行い、総合相談窓口の情報提供機能を支援する。

がいくせきけんみん しゅうるう こようしえん きょうか だい きかいぎ
外国籍県民の就労・雇用支援の強化について（第4期会議）

ていげん ていじゅう がいくせきけんみん しゅうるう しえん ひつよう ぎじゆつ ちしき しゅうとく
提言8 定住する外国籍県民の就労を支援するために、必要な技術や知識を習得で
きるよう職業能力開発の機会を積極的に提供する。

ていげん せっち がいくせきけんみん たい しゅうしよく
提言9 ハローワークに設置されている外国籍県民に対する就職サポートをより
いっそうじゅうじつ くに はたら
一層充実するよう国に働きかける。

ていげん がいくせきけんみん こよう そくしん きぎょう たい しえん おこな けいはつ
提言10 外国籍県民の雇用を促進するため、企業に対する支援を行うとともに啓発
を充実させる。

ていげん けんこうほけん ねんきんほけんおよ こようほけんせいど こくせき と こうせい じゅうなんせい
提言11 健康保険、年金保険及び雇用保険制度を国籍を問わず、公正かつ柔軟性のあ
る制度に改善するよう国に要請する。



4 会議活動状況

(1) 会議開催状況(本会議12回、予備会議回)

かい 回	かいさいび 開催日・場所	きょうぎないよう 協議内容
1	2006.11.12(火) けんちょうほんちやうしや 県庁本庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局から、会議の目的や運営方法等を説明 ・かながわ国際政策推進懇話会会長の講話 ・地方自治のしくみとこれまでの提言を事務局が説明 ・今後の会議日程について ・会議に先立ち、委員委嘱式を実施
2	2006.12.23(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわ プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局から、会議の運営方法について補足説明 ・事務局から会議運営要領改正案及び傍聴要領案を提示し、了承された。 ・事務局から、第1期～第4期提言に係る施策化検討状況等を説明 ・委員長及び副委員長の選出について ・今後の協議テーマについて ・委員辞任に伴う委員補充について協議し、委員を補充することに決定 ・事務局から「あーすフェスタかながわ2007」の開催趣旨を説明後、企画委員会への参加を呼びかけ
3	2007. 2. 3(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわ プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の協議テーマを踏まえて、最終的な提言の本数・方向性や部会の設置など、今後の会議の進め方等について協議 ・今後の会議日程(2007年4月～2008年9月)の予定を決定 ・「あーすフェスタかながわ2007」展示ブースで会議をPRすることを決定 ・県国際交流協会職員から、同協会が実施している「あーすぶらざ外国人教育相談」に関する情報提供
4	2007. 4. 7(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわ プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の協議テーマを踏まえて、教育文化と社会生活の部会を設置することとし、各部会に所属する委員を決定 ・部会別に部長及び副部長を決定し、今後協議するテーマを検討 ・あーすフェスタかながわ2007における会議の関わり方について協議し担当者を決定 ・川崎市外国人市民代表者会議との連携について協議し担当者を決定 ・ニュースレターの発行について ・NGOかながわ国際協力会議との意見交換会の開催を第7回会議(11月10日)を自途に検討 ・オープン会議は第9回会議(2008年2月2日)で開催 ・「あーすフェスタかながわ2007」(5月19、20日開催)で当会議のPRのために開設する展示ブースの企画担当者を決定し、展示内容について協議

かい 回	かいさいび 開催日・場所	きょうぎないよう 協議内容
	2007. 6. 9(土) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の担当者交代について紹介 ・教育文化部会及び社会生活部会の協議テーマについて協議
5	2007. 7. 21(土) 地球市民かながわ プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・国際課長新任あいさつ ・前回までの欠席委員の部会を決定 ・教育文化部会(部会長：朴 在和、副部会長：徐 史晃)高校進学のための情報サポート充実、文化の違いを理解できる環境作りや子どもだけではなく家庭や親へのサポートの必要性などを協議 ・社会生活部会(部会長：鄭 採源、副部会長：宋 莉)協議内容が多いので今後は委員ごとに担当を決めて調査し報告する方法をとることを決定 ・第6回会議に川崎市外国人市民代表者会議委員と意見交換すること及び第7回会議にNGOかながわ国際協力会議委員と意見交換することを決定。
6	2007. 9. 8(土) 地球市民かながわ プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・(全体協議)第5回会議審議結果に基づき「今後の協議テーマ」に追加又は削除した内容を確認した。 ・(教育文化部会)高校進学に関する情報提供と学校が行うサポート充実に関するアンケート調査、教師の異文化理解促進、少数の外国人児童・生徒が在籍する学校の現状調査、各種学校である外国人学校や無認可学校への訪問調査などについて協議 ・(社会生活部会)委員からの「外国人看護師受入状況」に関する報告に基づきEPA締結に伴う外国人の受入れを巡る現状や課題について協議した。 ・当会議委員と川崎市外国人市民代表者会議委員との間で両会議に関する情報交換・意見交換が行われた。
	2007.10.13(土) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・トマス・ランブレ委員の講話(神奈川県横浜市で英語教育者として送った半生について) ・オープン会議のニュースレターについて協議
7	2007.11.10(土) 地球市民かながわ プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・当会議委員とNGOかながわ国際協力会議委員との間で、両会議に関する情報交換・意見交換を行った。 ・(教育文化部会)協議テーマごとに担当委員を決定し、11月末までに提言素案をまとめることを決定。各種学校である外国人学校や無認可の学校への訪問調査予定などについて協議 ・(社会生活部会)協議のテーマを大きく3つに絞るとともに、協議内容を深めるため社会生活部会単独の検討会議を行うことを決定 ・事務局から川崎市外国人市民代表者会議のオープン会議の紹介、かながわ国際施策推進指針(改定素案)について協力依頼

かい 回	かいさいび 開催日・場所	きょうぎないよう 協議内容
8	2007.12. 8(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわ プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・(教育文化部会) 協議テーマに基づいて提言素案作成に向けて協議した。 ・(社会生活部会) 協議テーマに基づいて提言素案作成に向けて協議した。 ・第9回会議(2008年2月2日)に予定しているオープン会議を、NGOかながわ国際協力会議と合同開催を決定し、会議の流れや役割分担について協議
	2007.12.22(土) かながわけんみん かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・提言素案について 教育文化部会及び社会生活部会の提言素案について協議
	2008. 1.19(土) かながわけんみん かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・提言素案について 教育文化部会及び社会生活部会の提言素案について協議
9	2008. 2. 2(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわ プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの協議内容を説明し、来場した県民の皆様からの意見を聴くため、NGOかながわ国際協力会議と合同でオープン会議を開催 ・NGO会議委員長が、オープン会議の開催趣旨及び進行方法などを説明 ・NGOかながわ会議の提言骨子案の説明を行った後、来場者から意見聴取 ・外国籍県民会議教育文化部会の提言素案の説明後、来場者から意見聴取。 ・同じく社会生活部会の提言素案の説明後、来場者から意見聴取 ・提言以外のテーマについて、来場された方々から意見聴取 ・オープン会議で出た意見を整理して発表
10	2008. 4.26(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわ プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・(教育文化部会) 提言素案等に基づいて、提言案作成に向けて協議 ・(社会生活部会) 提言素案等に基づいて、提言案作成に向けて協議 ・あ・すフェスタ2008で行う交流・展示について協議
	2008. 6.21(土) かながわけんみん かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・(教育文化部会) 提言素案等に基づいて、提言案作成に向けて協議 ・(社会生活部会) 提言素案等に基づいて、提言案作成に向けて協議
11	2008. 7.19(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわ プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・(教育文化部会) 最終報告書案等について協議 ・(社会生活部会) 最終報告書案等について協議 ・(全体協議) 最終報告書の知事提出の日程並びに場所を決定
	2008. 8.30(土) かながわけんみん かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・(教育文化部会) 最終報告書案等について協議 ・(社会生活部会) 最終報告書案等について協議
12	2008. 9.13(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわ プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・(教育文化部会) 最終報告書案等について協議 ・(社会生活部会) 最終報告書案等について協議 ・(全体協議) 最終報告書案等について協議
	2008. 10.4(土) ちょうせんそうれんけんほんぶ 朝鮮総連県本部	<ul style="list-style-type: none"> ・(全体協議) 最終報告書案等について協議

(2) 調査活動

かい 回	ちょうさび 調査日・場所	ちょうさないよう 調査内容
1	2007.10.13(土) かながわ県民セン ター2階大ホール	・「多文化共生教育ネットワークかながわ」の高校教育課との協働事業「 外国籍県民児童生徒を対象とする高校進学ガイダンス」を実地調査し、参加し た外国籍県民児童生徒及びその保護者が抱える課題などについて聴き取った。
2	2007.12.1(土) 横浜山手中華学校	・学校教育法上、各種学校として認可された、大陸系の民族学校として 幼稚園～中学校に相当する教育課程を有する横浜山手中華学校を実地調査し、 校長などから学校運営の現状と課題について聴き取った。
3	2007.12.12(水) 横浜インターナショナル・クリ スチャン・アカデミー	・各種学校の認可がない教育施設であるYICAを訪問し、校長などから 教育活動への取組みや無認可のため困っている状況等について聴き取った。
4	2008.1.18(金) 横浜中華学院	・台湾系の民族学校として小学校～高等学校に相当する教育課程を有する横浜 中華学院を訪問し、校長等から学校運営の現状と課題について聴き取った。
	神奈川朝鮮中高 級学校	・各種学校である民族学校として中学校～高等学校に相当する教育課程を有す る神奈川朝鮮中高級学校を実地調査し、学校法人役員等から学校運営の現状 と課題について聴き取った。

(3) 広報活動

ニュースレター「ボーダーレスかながわ」の発行

かい 回	ほっこうづき 発行月	おも ないよう 主な内容
1	2008.1(No.14)	・オープン会議の開催について

イベントへの参加

かい 回	さんかび 参加日・場所	おも ないよう 主な内容
1	2007.5.19(土)～ 20(日) あーすぶらざ	・あーすフェスタかながわ2007の団体紹介コーナーで、本会議をPR ・有志委員が「外国籍県民フォーラム」などへ参加
2	2008.5.17(土)～ 18(日) あーすぶらざ	・あーすフェスタかながわ2008の団体紹介コーナーで、本会議をPR ・有志委員が「外国籍県民フォーラム」などへ参加

5	参考資料	37
(1)	県内外国人登録者数及び推移	38
(2)	外国籍県民かながわ会議設置要綱	40
(3)	外国籍県民かながわ会議運営要領	42



オープン会議終了後の懇親会での集合写真

外国人登録者市(区)町村別主要国籍別人員調査表(2007(平成19)年12月31日現在)

国籍数 166カ国

	全国籍 合計	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ブラジル	ペル-	米国	ベトナム	タイ	インド	英国	カボ・ジア	インドネシア	ロシア	その他 153カ国
県合計	167,601	47,697	34,742	18,802	13,756	8,783	5,541	5,202	4,421	3,028	1,943	1,529	1,635	1,417	19,105
横浜市	74,349	27,889	16,171	7,183	3,695	1,708	2,703	1,613	1,461	1,250	1,037	377	691	109	8,462
鶴見区	9,148	2,396	1,944	1,031	1,571	528	131	87	121	211	41	4	89	0	994
神奈川区	4,526	1,882	1,168	400	93	41	133	34	65	80	52	13	66	2	497
西区	2,722	1,311	682	213	22	40	58	8	50	31	36	0	27	0	244
中区	15,139	7,218	2,920	970	171	45	930	33	259	328	470	25	54	1	1,715
南区	7,049	2,810	2,033	1,038	27	66	113	49	246	34	46	9	54	3	521
港南区	2,123	708	572	302	77	23	68	43	62	15	30	0	24	1	198
保土ヶ谷区	3,862	1,904	783	358	32	3	98	41	65	112	32	16	62	12	344
旭区	2,205	790	498	286	22	32	75	76	63	4	20	82	24	10	223
磯子区	3,465	1,409	726	299	383	163	98	11	54	42	26	2	25	1	226
金沢区	2,674	699	481	207	269	434	108	86	50	22	25	2	36	0	255
港北区	5,156	1,422	1,226	505	164	52	274	73	121	100	95	0	53	2	1,069
緑区	2,390	895	423	346	203	51	57	24	46	32	18	3	34	10	248
青葉区	3,515	1,037	989	217	50	38	237	13	66	53	64	2	47	1	701
都筑区	2,553	487	537	272	260	27	97	45	43	66	33	1	17	2	666
戸塚区	3,160	1,267	538	323	265	83	110	107	55	94	20	10	38	8	242
栄区	1,003	301	256	115	31	9	60	82	27	8	16	1	4	1	92
泉区	2,343	898	196	144	37	36	34	645	31	10	5	130	15	40	122
瀬谷区	1,316	455	199	157	18	37	22	156	37	8	8	77	22	15	105
川崎市	30,592	8,885	9,376	3,871	1,375	608	782	512	578	990	331	34	325	12	2,913
横須賀市	4,942	695	1,061	1,197	436	405	443	106	103	13	31	10	52	1	389
平塚市	4,906	633	499	695	1,245	248	67	163	126	20	10	244	57	211	688
鎌倉市	1,210	196	381	82	20	11	172	9	27	8	65	0	13	2	224
藤沢市	6,292	983	911	452	974	861	208	364	252	51	110	47	88	28	963
小田原市	1,796	460	386	333	267	45	46	27	35	4	27	1	20	3	142
茅ヶ崎市	1,545	315	372	246	126	42	86	19	39	13	49	10	29	0	199
逗子市	402	49	121	47	4	3	71	0	10	2	20	1	1	0	73
相模原市	10,719	3,097	2,018	1,703	537	314	302	219	372	187	89	286	119	137	1,339
三浦市	229	45	50	50	2	0	22	1	3	0	2	0	31	0	23
秦野市	3,576	598	237	142	920	443	46	309	66	12	19	85	25	158	516
厚木市	5,777	906	584	527	661	1,032	72	570	171	170	22	92	23	234	713
大和市	6,551	1,048	1,095	829	409	1,263	131	482	223	81	21	160	26	140	643
伊勢原市	1,532	355	140	192	235	91	33	195	44	30	10	14	3	8	182
海老名市	2,052	345	304	178	211	194	56	114	156	84	34	13	6	46	311
座間市	2,640	436	390	422	243	162	124	85	137	33	25	9	20	31	523
南足柄市	351	79	56	30	121	7	4	3	7	0	3	1	0	0	40
綾瀬市	3,178	230	198	175	1,008	225	49	283	392	39	3	71	23	265	217
葉山町	245	21	40	22	1	2	59	0	7	9	22	0	5	1	56
寒川町	687	50	63	80	148	69	10	77	36	6	1	0	28	1	118
大磯町	133	23	30	27	2	1	14	0	10	0	2	0	1	4	19
二宮町	175	22	23	25	36	8	14	0	3	8	2	4	1	1	28
中井町	112	7	10	8	40	38	0	0	0	0	0	0	0	0	9
大井町	72	28	13	10	15	1	1	1	2	0	0	0	1	0	0
松田町	61	16	10	10	8	0	1	0	2	0	0	0	1	1	12
山北町	45	13	6	13	1	0	1	5	5	0	1	0	0	0	0
開成町	135	25	16	32	40	11	2	0	2	0	1	0	1	0	5
箱根町	138	21	22	20	39	4	8	0	1	6	3	0	6	1	7
真鶴町	63	33	12	9	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6
湯河原町	317	36	103	70	9	64	6	0	4	0	2	0	1	0	22
愛川町	2,759	156	43	118	915	923	7	45	146	12	1	70	37	23	263
清川村	20	2	1	4	11	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0

相模原市については、旧城山町、旧藤野町の登録者数を加算したものである。

神奈川県国際課調べ

外国人登録者数の推移（単位：人）

（県国際課調べ）

	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
県合計	47,279 (100.0)	77,351 (163.6)	104,882 (221.8)	123,179 (260.5)	149,012 (315.2)	152,273 (322.1)	157,947 (334.1)	160,600 (339.7)	167,601 (354.5)
増減	5,615	30,072	27,531	18,297	25,833	3,261	5,674	2,653	7,001
増減率	13.5(%)	63.6(%)	35.6(%)	17.4(%)	21.0(%)	2.2(%)	3.7(%)	1.7(%)	4.4(%)

（ ）内は1985年を100とした指数。増減数及び増減率は1985～2000年は5年ごとの数値

外国人登録者の国籍数の推移（単位：国）

	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
県合計	100 (100.0)	119 (119.0)	153 (153.0)	154 (154.0)	159 (159.0)	162 (162.0)	166 (166.0)	165 (165.0)	166 (166.0)
増減	3	19	34	1	5	3	4	1	1

（ ）内は1985年を100とした指数。増減数及び増減率は1985～2000年は5年ごとの数値

外国人登録者数の上位5カ国の推移（単位：人）

	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
1位	韓国・ 朝鮮 30,337	韓国・ 朝鮮 33,443	韓国・ 朝鮮 32,960	韓国・ 朝鮮 33,453	中国 37,075	中国 38,198	中国 40,711	中国 43,355	中国 47,697
構成比	64.2(%)	43.2(%)	31.4(%)	27.2(%)	24.9(%)	25.1(%)	25.8(%)	27.0(%)	28.5(%)
2位	中国 7,230	中国 13,806	中国 20,175	中国 27,389	韓国・ 朝鮮 34,316	韓国・ 朝鮮 34,092	韓国・ 朝鮮 34,205	韓国・ 朝鮮 34,317	韓国・ 朝鮮 34,742
構成比	15.3(%)	17.8(%)	19.2(%)	22.2(%)	23.0(%)	22.4(%)	21.7(%)	21.4(%)	20.7(%)
3位	米国 2,943	ブラジル 8,143	ブラジル 14,471	ブラジル 12,565	フィリピン 16,490	フィリピン 17,657	フィリピン 17,643	フィリピン 18,247	フィリピン 18,802
構成比	6.2(%)	10.5(%)	13.8(%)	10.2(%)	11.1(%)	11.6(%)	11.2(%)	11.4(%)	11.2(%)
4位	フィリピン 968	フィリピン 4,040	フィリピン 7,648	フィリピン 12,040	ブラジル 14,203	ブラジル 14,217	ブラジル 14,630	ブラジル 13,743	ブラジル 13,756
構成比	2.0(%)	5.2(%)	7.3(%)	9.8(%)	9.5(%)	9.3(%)	9.3(%)	8.6(%)	8.2(%)
5位	英国 710	米国 4,035	ペルー 6,110	ペルー 6,920	ペルー 8,218	ペルー 8,419	ペルー 8,842	ペルー 8,661	ペルー 8,783
構成比	1.5(%)	5.2(%)	5.8(%)	5.6(%)	5.5(%)	5.5(%)	5.6(%)	5.4(%)	5.2(%)

各年のデータは、いずれも12月31日時点のものである。

がいくせきけんみん かいぎせつちようこう 外国籍県民かながわ会議設置要綱

せつちもくてき (設置目的)

第1条 外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を進めることを目的として、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）を設置する。

しよしようじむ (所掌事務)

第2条 外国籍県民会議は、外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項について協議を行い、知事に提言を行うものとする。ただし、外国に関する事項は、協議及び提言の対象としない。

- (1) 外国籍県民に係る施策に関すること。
- (2) 外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

こうせいとう (構成等)

第3条 外国籍県民会議は、次のいずれにも該当する者の中から、知事が委嘱する委員20人以内で構成する。

- (1) 年齢満18歳以上である者。
 - (2) 外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により外国人登録をしている者で、神奈川県内に引き続き1年以上住所を有している者又は神奈川県内に引き続き1年以上勤務若しくは在学している者。ただし、難民については、日本国籍取得者を含むものとする。
 - (3) 任期中の神奈川県内在住又は在勤若しくは在学が見込まれている者。
- 2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、1期に限り再任されることができる。
 - 4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

いいんちようおよ ふく いいんちよう (委員長及び副委員長)

第4条 外国籍県民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、外国籍県民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営等)

第5条 外国籍県民会議は、委員長が招集する。

- 2 外国籍県民会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。
- 3 外国籍県民会議は、原則として公開とする。ただし、外国籍県民会議の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 委員長は、2年間の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

(委員の責務)

第6条 委員は、神奈川県内に在住又は在勤若しくは在学するすべての外国籍県民のために職務を遂行する。

- 2 委員は、特定の国や民族の利益を代表するものではない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(推進体制)

第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表する。

- 2 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営に関し協力するよう努めるとともに、外国籍県民会議の報告及び提言をできる限り尊重する。
- 3 外国籍県民会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及びその他の執行機関は可能な限り、外国籍県民会議の要請に対応するものとする。
- 4 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営並びにその報告及び提言の施策化について、市町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

(庶務)

第8条 外国籍県民会議の庶務は、県民部国際課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、外国籍県民会議の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

外国籍県民かながわ会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議設置要綱第9条の規定に基づき、外国籍県民かながわ会議(以下「外国籍県民会議」という。)の運営について必要な事項を定める。

(開催等)

第2条 外国籍県民会議の開催回数は、1年に8回程度とする。

2 外国籍県民会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。

(使用言語)

第3条 外国籍県民会議は日本語を用いる。ただし、委員は通訳1人を同行することができる。

(傍聴)

第4条 外国籍県民会議の傍聴に関する事項は「外国籍県民かながわ会議傍聴要領」において定める。

(部会)

第5条 外国籍県民会議には、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が外国籍県民会議に諮って設置する。

3 部長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

(NGO かながわ国際協力会議等との連携)

第6条 外国籍県民会議の運営にあたっては、必要に応じて一般の県民及び委員以外の外国籍県民が参加する公聴会を開催して、幅広い意見の集約に努める。

2 外国籍県民会議の運営にあたっては、別に定めるNGO かながわ国際協力会議、かながわ国際政策推進懇話会等との協力・連携を図る。

(解嘱の申出)

第7条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員の解嘱を申し出ることができる。

- (1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。
- (2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (3) 転居、転勤等により、外国籍県民かながわ会議設置要綱第3条第1項第2号の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 職務上の義務違反があるとき。

(補充の申出)

第8条 委員に欠員が生じた場合、委員長は外国籍県民会議に諮って、その補充を知事に申し出ることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が外国籍県民会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成10年11月21日から施行する。
- 2 平成10年度の外国籍県民会議の開催については、第2条第1項中「8回程度」とあるのは、「4回程度」とする。

附 則

この要領は、平成18年12月23日から施行する。

6 委員名簿

がいにこくせきけんみん かいぎだい きいじんめいぼ
 外国籍県民かながわ会議第5期委員名簿

氏名	在任・在勤地	国籍	籍
金 紅梅	横浜市 在 住	中国	中国
宋 莉	川崎市 在 住		
斉 潔	川崎市 在 住		
葉 鳳英 (委員長)	横浜市 在 住		
劉 樵 (副委員長)	横浜市 在 住		
徐 史晃	横浜市 在 住	韓国・朝鮮	朝鮮
崔 英善	相模原市 在 住		
鄭 採源 (社会生活部会長)	横浜市 在 住		
朴 在和 (教育文化部会長)	相模原市 在 住		
佐藤 ヴィヴィアン	大和市 在 住	フィリピン	
多並 ノビー	横浜市 在 住		
わたぬき 綿貴 ルビー	横浜市 在 住		
あふそ みちえ 安富祖 美智江	横浜市 在 住	ブラジル	
なおはら 直原 ナジュワ・ワヒド	茅ヶ崎市 在 住	ベトナム	ベトナム
グエン ティ ミン タオ	横浜市 在 住		
うの たかし れー ひえん 宇野 孝 (LE HIEN)	相模原市 在 住		
トウ ティ トウイ チャン	横浜市 在 住		
にいおか ふみひろ 新岡 史浩	海老名市 在 住	ラオス	ラオス
モラレス ハイメ (副委員長)	横浜市 在 住	ボリビア	ボリビア
トマス・トランブレ	横浜市 在 住	カナダ	カナダ

(注) 日本国籍を取得したインドシナ難民は旧国籍で表記

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく
外国籍県民かながわ会議（第5期）最終報告

たみんぞく たぶんか
多民族・多文化

かながわ きょうせい じつげん
神奈川県から共生の実現を！

2008（平成20）年10月

がいこくせきけんみん かいぎじむきょく かながわけんけんみんぶこくさいか
外国籍県民かながわ会議事務局：神奈川県県民部国際課

〒231-8588 かながわけんよこはましなかくにほんおおどり
神奈川県横浜市中区日本大通1

でんわ
電話：045-210-3748

FAX：045-212-2753

URL：http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/index.htm